

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

主要家畜（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー）に関する飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的とする。

なお、豚、採卵鶏及びブロイラーは、2020 年農林業センサス実施年のため、令和 2 年の調査は休止した。

2 調査の根拠

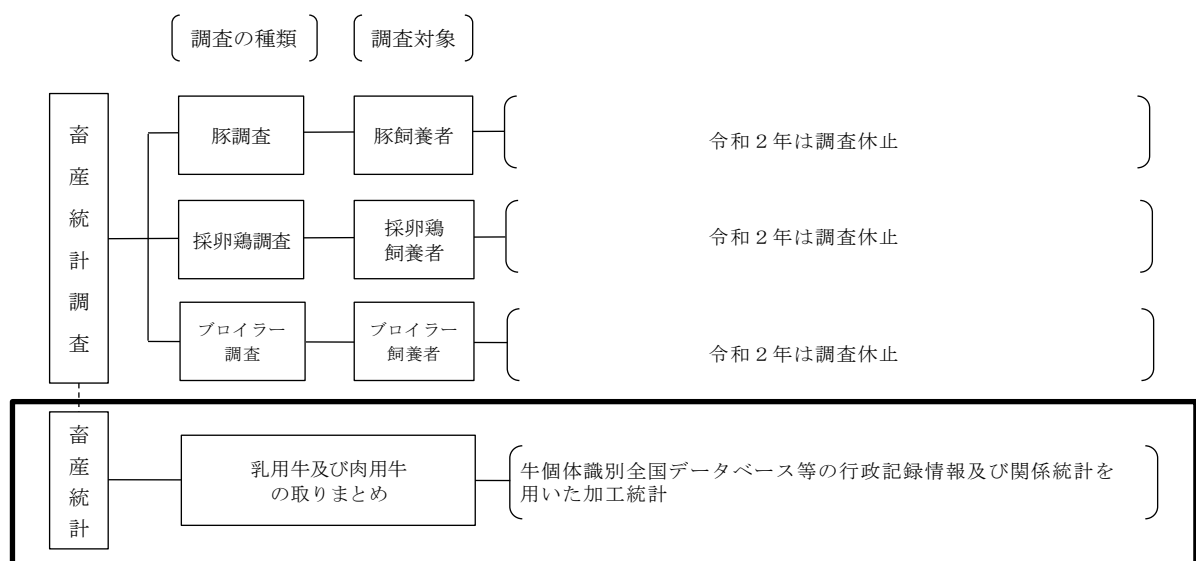
豚、採卵鶏及びブロイラー調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 条）第 19 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施する一般統計調査である。

乳用牛及び肉用牛については、牛個体識別全国データベース（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 3 条第 1 項の規定により作成される牛個体識別台帳に記載された事項その他関連する事項をデータベースとしたもの。以下「個体データ」という。）等の情報により集計する加工統計であり、統計法に基づく統計調査には該当しない。

3 調査機構

乳用牛及び肉用牛についての集計は、農林水産省大臣官房統計部において実施した。

4 調査の体系（太線で囲んだ部分が本書に掲載する範囲）



5 集計対象

全国の個体データに登録された乳用牛及び肉用牛の飼養者を対象とした。

6 集計期日

令和2年2月1日現在。

ただし、乳用牛の月別経産牛頭数については、平成31年の3月から令和2年2月までの各月の1日現在における飼養頭数とした。

また、月別出生頭数については、乳用牛が平成31年の2月から令和2年1月まで、肉用牛が平成30年の8月から令和元年の7月までの各月の出生頭数とした。

7 集計事項

下記8に掲げる個体データ、（一社）家畜改良事業団が集計分析した乳用牛群能力検定成績（以下「検定データ」という。）、農林業センサス、作物統計調査及び畜産統計調査（過去データ）の情報により次の事項について集計した。

(1) 乳用牛

ア 全国農業地域・都道府県別

- (ア) 飼養戸数・頭数
- (イ) 成畜飼養頭数規模別の飼養戸数
- (ウ) 成畜飼養頭数規模別の飼養頭数
- (エ) 成畜飼養頭数規模別の成畜飼養頭数
- (オ) 年齢別飼養頭数
- (カ) 月別経産牛頭数
- (キ) 月別出生頭数（乳用種めす）
- (ク) 月別出生頭数（乳用種おす）
- (ケ) 月別出生頭数（交雑種）

イ 乳用牛飼養者の飼料作物作付実面積（全国、北海道、都府県）

(2) 肉用牛

ア 全国農業地域・都道府県別

- (ア) 飼養戸数・頭数
- (イ) 総飼養頭数規模別の飼養戸数
- (ウ) 総飼養頭数規模別の飼養頭数
- (エ) 子取り用めす牛飼養頭数規模別の飼養戸数
- (オ) 子取り用めす牛飼養頭数規模別の飼養頭数
- (カ) 肉用種の肥育用牛飼養頭数規模別の飼養戸数
- (キ) 肉用種の肥育用牛飼養頭数規模別の飼養頭数
- (ク) 乳用種飼養頭数規模別の飼養戸数
- (ケ) 乳用種飼養頭数規模別の飼養頭数
- (コ) 肉用種の肥育用牛及び乳用種飼養頭数規模別の飼養戸数
- (サ) 肉用種の肥育用牛及び乳用種飼養頭数規模別の飼養頭数
- (シ) 交雑種飼養頭数規模別の飼養戸数

- (ス) 交雑種飼養頭数規模別の交雑種飼養頭数
- (セ) ホルスタイン種他飼養頭数規模別の飼養戸数
- (ソ) ホルスタイン種他飼養頭数規模別のホルスタイン種他飼養頭数
- (タ) 飼養状態別飼養戸数
- (チ) 飼養状態別飼養頭数
- (ツ) 肉用種月別出生頭数（めす・おす計）
- (テ) 肉用種月別出生頭数（めす）
- (ト) 肉用種月別出生頭数（おす）
- イ 肉用牛飼養者の飼料作物作付実面積（全国、北海道、都府県）
- ウ 全国農業地域別・飼養頭数規模別
 - (ア) 飼養状態別飼養戸数（子取り用めす牛飼養頭数規模別）
 - (イ) 飼養状態別飼養頭数（子取り用めす牛飼養頭数規模別）
 - (ウ) 飼養状態別飼養戸数（肉用種の肥育用牛飼養頭数規模別）
 - (エ) 飼養状態別飼養頭数（肉用種の肥育用牛飼養頭数規模別）
 - (オ) 飼養状態別飼養戸数（乳用種飼養頭数規模別）
 - (カ) 飼養状態別飼養頭数（乳用種飼養頭数規模別）
 - (キ) 飼養状態別飼養戸数（肉用種の肥育用牛及び乳用種飼養頭数規模別）
 - (ク) 飼養状態別飼養頭数（肉用種の肥育用牛及び乳用種飼養頭数規模別）
 - (ケ) 飼養状態別飼養戸数（交雑種飼養頭数規模別）
 - (コ) 飼養状態別交雑種飼養頭数（交雑種飼養頭数規模別）
 - (サ) 飼養状態別飼養戸数（ホルスタイン種他飼養頭数規模別）
 - (シ) 飼養状態別ホルスタイン種他飼養頭数（ホルスタイン種他飼養頭数規模別）

8 集計に用いた行政記録情報及び関係統計

(1) 個体データ

（独）家畜改良センターに対して、独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程（平成 21 年 10 月 28 日付け 21 独家セ第 1121 号）第 4 条(4)に基づき、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書」により利用請求し入手した個体データを活用した。

(2) 検定データ

（一社）家畜改良事業団のホームページから入手した平成 30 年度の検定データの「推定新生子牛早期死亡率」並びに分娩間隔及び乾乳日数により算出した「搾乳日数割合と乾乳日数割合」を活用した。

(3) 農林業センサス

2015 年農林業センサスの農林業経営体のうち、乳用牛を飼養している経営体及び肉用牛を飼養している経営体について、飼料用米、ホールクroppサイレージ用稲、飼料用作物及び牧草専用地の作付面積を集計し活用した。

(4) 作物統計調査

平成 26 年から令和元年までの作物統計調査により公表している飼料作物作付面積を活用した。

(5) 畜産統計調査（過去データ）

- ア 畜産統計調査の結果として公表している乳用牛飼養者及び肉用牛飼養者の飼料作物作付実面積の平成 27 年から平成 31 年までの直近 5 か年の平均（全国、北海道、都府県）を活用した。
- イ 肉用牛の肉用種の飼養目的別飼養頭数（子取り用めす牛、肥育用牛及び育成牛）の平成 27 年から平成 31 年までの直近 5 か年の平均（都道府県別）を活用した。

9 集計方法

集計は、大臣官房統計部生産流通消費統計課において行った。

集計は、次の方法により都道府県別の値を集計し、当該都道府県別の値の積み上げにより全国計を集計した。

(1) 飼養戸数

飼養戸数は、個体データに登録されている飼養者ごとの飼養形態（乳牛・肉牛・複合）を集計した。

具体的には、個体データに登録されている飼養者の飼養形態別コードが乳牛又は複合の者を乳用牛飼養者、個体データに登録されている飼養者の飼養形態別コードが肉牛又は複合の者を肉用牛飼養者として集計した。

ただし、飼養形態が乳用牛飼養者であっても個体データに乳用牛の頭数登録がない飼養者及び飼養形態が肉用牛飼養者であっても個体データに肉用牛の頭数登録がない飼養者は、飼養戸数に含めない。

(2) 飼養頭数

<飼養頭数の集計項目>

飼 養 頭 数 A	乳 用 種 B	め す E	成畜（2歳以上）①	乳用牛 （①＋⑥）
			経産牛②	
			搾乳牛③	
			乾乳牛④	
			未經産牛⑤	
			子畜（2歳未満の未經産牛）⑥	
	肉 用 種 C	め す G	乳用種のめす牛 （ホルスタイン種他めす）I	肉用牛 （I＋F＋ ⑦＋⑧＋⑨ ＋D）
			おすF	
		お す H	子取り用めす牛⑦	
			肥育用牛⑧ 育成牛⑨	
交 雑 種 D				



： 個体データにより算出する項目

A ~ I



： 個体データ及び検定データにより算出する項目

① ~ ⑥



： 個体データ及び畜産統計調査の過去データにより算出する項目

⑦ ~ ⑨

ア 乳用牛

(ア) 乳用牛全体

個体データの乳用種めすの飼養頭数（B）から肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数（I）を差し引いて集計した。

なお、肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数（I）については、個体データの飼養者ごとの牛の種類・年齢別情報による、乳用種めすのうち3歳未満の牛のみを飼養し、かつ、牛の飼養頭数に占める肉用種、乳用種おす及び交雑種の飼養頭数割合が8割以上の飼養者の乳用種めすの飼養頭数とした（以下同じ。）。

(イ) 成畜（2歳以上）

この項目には、2歳以上の乳用種めすの他、経産牛については2歳未満であっても計上することとする。このため、個体データの2歳以上の乳用種めすの飼養頭数に、個体データに母牛個体識別情報が登録されている2歳未満の乳用種めすの飼養頭数を加えて集計した。

さらに、個体データに登録されていない生後1週間内に死亡した子牛を生んだ母牛の飼養頭数を、検定データの「推定新生子牛早期死亡率」を用いて推計し、その飼養頭数も加えて集計した。

a 経産牛

個体データの乳用種めすの母牛個体識別情報を用いて出産経験のある乳用種めすの飼養頭数を集計した。

さらに、個体データに登録されていない生後1週間内に死亡した子牛を生んだ母牛の飼養頭数を、検定データの「推定新生子牛早期死亡率」を用いて推計し、その飼養頭数を加えて集計した。

(a) 乾乳牛

検定データの分べん間隔(日数)から搾乳日数を引いた日数を分べん間隔(日数)で除して乾乳日数割合を算出し、この乾乳日数割合を経産牛頭数に乗じて飼養頭数を推計した。

(b) 搾乳牛

経産牛頭数から乾乳牛の飼養頭数を差し引いて推計した。

b 未経産牛

成畜(2歳以上)飼養頭数から経産牛頭数を差し引いて集計した。

(ウ) 子畜(2歳未満の未経産牛)

乳用牛の飼養頭数から成畜(2歳以上)飼養頭数を差し引いて集計した。

イ 肉用牛

(ア) 肉用牛全体

個体データの肉用種(C)、乳用種おす(F)及び交雑種(D)の飼養頭数に、肉用目的に育成・肥育中の乳用種めす(I)の飼養頭数を加えて集計した。

(イ) 肉用種

個体データの肉用種の飼養頭数を集計した。

a 種別

(a) 黒毛和種

個体データの黒毛和種の飼養頭数を集計した。

(b) 褐毛和種

個体データの褐毛和種の飼養頭数を集計した。

(c) その他

個体データの無角和種、日本短角種等の和牛のほか、外国牛の肉専用種及び肉用種の雑種の飼養頭数を集計した。

b 飼養目的別

(a) 子取り用めす牛

個体データの出産経験のある肉用種めすの飼養頭数に、個体データでは把握できない子取り用めす牛(候補牛)の飼養頭数の推定値を加えて集計した。

個体データでは把握できない子取り用めす牛(候補牛)飼養頭数の推計方法については、a)からe)までの手順による。

a) 畜産統計調査(過去データ)を用いて次のiからiiiまでの飼養頭数を集計した。

i 畜産統計調査の子取り用めす牛飼養頭数から個体データの出産経験のある肉用種めすの飼養頭数を差し引いた飼養頭数

- ii 畜産統計調査の肥育用牛飼養頭数から個体データの1歳以上の肉用種おすの飼養頭数を差し引いた飼養頭数
 - iii 畜産統計調査の育成牛の飼養頭数
- b) a) i から iii までの飼養頭数を合算して、個体データでは把握できない飼養頭数を算出した。
- c) a) i の飼養頭数を b) の飼養頭数で除して「子取り用めす牛（候補牛）飼養頭数割合」を算出した。
- d) 個体データを用いて、肉用種の飼養頭数から出産経験のある肉用種めすの飼養頭数及び1歳以上の肉用種おすの飼養頭数を差し引いて、個体データでは把握できない飼養頭数を算出した。
- e) d) の飼養頭数に c) の割合を乗じて「個体データでは把握できない子取り用めす牛（候補牛）の飼養頭数」を推計した。
- (b) 子取り用めす牛のうち、出産経験のある牛

個体データに登録されている母牛個体識別情報と肉用種めすの個体識別番号を照合させ、照合した飼養頭数を集計した。
- (c) 肥育用牛

個体データの1歳以上の肉用種おすの飼養頭数に、個体データでは把握できない1歳以上の肉用種おす以外の肥育用牛の飼養頭数を加えて集計した。

個体データでは把握できない1歳以上の肉用種おす以外の肥育用牛飼養頭数の集計方法は、a) から e) までの手順による。

 - a) 畜産統計調査（過去データ）を用いて次の i から iii までの飼養頭数を集計した。
 - i 畜産統計調査の子取り用めす牛飼養頭数から個体データの出産経験のある肉用種めすの飼養頭数を差し引いた飼養頭数
 - ii 畜産統計調査の肥育用牛飼養頭数から個体データの1歳以上の肉用種おす頭数の飼養頭数を差し引いた飼養頭数
 - iii 畜産統計調査の育成牛の飼養頭数
 - b) a) i から iii までの飼養頭数を合算して、個体データでは把握できない飼養頭数を算出した。
 - c) a) ii の飼養頭数を b) の飼養頭数で除して「1歳以上の肉用種おす以外の肥育用牛飼養頭数割合」を算出した。
 - d) 個体データを用いて、肉用種の飼養頭数から出産経験のある肉用種めすの飼養頭数及び1歳以上の肉用種おすの飼養頭数を差し引いて、個体データでは把握できない飼養頭数を算出した。
 - e) d) の飼養頭数に c) の割合を乗じて「個体データでは把握できない1歳以上の肉用種おす以外の肥育用牛飼養頭数」を推計した。
- (d) 育成牛

個体データの肉用種の飼養頭数から(a)で算出した子取り用めす牛及び(c)で算出した肥育用牛の飼養頭数を差し引いて飼養頭数を推計した。

(ウ) 乳用種

個体データの乳用種おす及び交雑種の飼養頭数に、肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数を加えて集計した。

a ホルスタイン種他

個体データの乳用種おすの飼養頭数に、肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数を加えて集計した。

b 交雑種

個体データの交雑種の飼養頭数を集計した。

(3) 出生頭数

乳用牛（乳用種めす、乳用種おす及び交雑種）、肉用牛（肉用種めす及び肉用種おす）ともに、個体データの出生頭数を用いて集計した。

(4) 肉用牛の飼養状態別

肉用牛飼養者の飼養状況は、個体データの情報を活用し、次のア(ア)から(エ)まで及びイ(ア)から(ウ)までの飼養状態別に区分した。

ア 肉用種飼養

肉用牛飼養者において、牛の飼養頭数に占める肉用種の割合が5割以上の飼養状態をいい、次に掲げるとおり細分化した。

(ア) 子牛生産

出産経験のある肉用種めすを飼っていて、1歳以上の肉用種おす又は1歳以上の出産経験のない肉用種めすを飼っていない飼養状態をいう。

(イ) 肥育用牛飼養

1歳以上の肉用種おす又は1歳以上の出産経験のない肉用種めすを飼っていて、出産経験のある肉用種めすを飼っていない飼養状態をいう。

(ウ) 育成牛飼養

1歳未満の肉用種おす又は1歳未満の肉用種めすを飼っていて、出産経験のある肉用種めす、1歳以上の肉用種おす又は1歳以上の肉用種めすを飼っていない飼養状態をいう。

(エ) その他の飼養

肉用種の子牛生産、肥育用牛飼養及び育成牛飼養以外の飼養状態をいう。

イ 乳用種飼養

肉用牛飼養者において、牛の飼養頭数に占める肉用種の割合が5割未満の飼養状態をいい、次に掲げるとおり細分化した。

(ア) 育成牛飼養

8か月未満の乳用種おす又は8か月未満の乳用種めすを飼っていて、8か月以上の乳用種おす又は8か月以上の乳用種めすを飼っていない飼養状態をいう。

(イ) 肥育牛飼養

8か月以上の乳用種おす又は8か月以上の乳用種めすを飼っていて、8か月未満の乳用種おす又は8か月未満の乳用種めすを飼っていない飼養状態をいう。

(ウ) その他の飼養

乳用種の育成牛飼養及び肥育牛飼養以外の飼養状態をいう。

(5) 飼料作物作付実面積

ア 乳用牛飼養者の飼料作物作付実面積

作物統計調査の飼料作物作付面積のデータ、農林業センサスの農林業経営体調査の調査票情報及び畜産統計調査（過去データ）を用いて北海道及び都府県別に推計した。

具体的な算出方法は、次の(ア)から(ウ)までの手順による。

- (ア) 平成 26 年から平成 30 年までの作物統計調査の飼料作物作付面積に 2015 年農林業センサスの飼料作物作付面積に占める乳用牛経営体の作付面積割合をそれぞれ乗じ、これらの平均値を算出した。
- (イ) 畜産統計調査の乳用牛飼養者の飼料作物作付実面積の平成 27 年から平成 31 年までの平均値から(ア)で算出した平均値を除して補正率を算出した。
- (ウ) 令和元年の作物統計調査の飼料作物作付面積に 2015 年農林業センサスの飼料作物作付面積に占める乳用牛経営体の作付面積割合を乗じて算出した飼料作物作付面積に補正率を乗じて乳用牛飼養者の飼料作物作付実面積を推計した。

イ 肉用牛飼養者の飼料作物作付実面積

作物統計調査の飼料作物作付面積のデータ、農林業センサスの農林業経営体調査の調査票情報及び畜産統計調査（過去データ）を用いて北海道及び都府県別に推計した。

具体的な算出方法は、次の(ア)から(ウ)までの手順による。

- (ア) 平成 26 年から平成 30 年までの作物統計調査の飼料作物作付面積に 2015 年農林業センサスの飼料作物作付面積に占める肉用牛経営体の作付面積割合をそれぞれ乗じ、これらの平均値を算出した。
- (イ) 畜産統計調査の肉用牛飼養者の飼料作物作付実面積の平成 27 年から平成 31 年までの平均値から(ア)で算出した平均値を除して補正率を算出した。
- (ウ) 令和元年の作物統計調査の飼料作物作付面積に 2015 年農林業センサスの飼料作物作付面積に占める肉用牛経営体の作付面積割合を乗じて算出した飼料作物作付面積に補正率を乗じて肉用牛飼養者の飼料作物作付実面積を推計した。

10 用語の定義・約束

(1) 乳用牛

乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛及び将来搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいう。したがって、本統計の対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。

乳用牛、肉用牛の区分は利用目的によることとし、めすの未経産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とした。

ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中のものは肉用牛とせず乳用牛とした。

これは、と畜前の短期間の肥育が一般的であり、本来の肉用牛の生産と性格を異にしていること及び 1 頭の牛が乳用牛と肉用牛に 2 度カウントされるのを防ぐためである。

成畜

満 2 歳以上の牛をいう。

ただし、2 歳未満であっても既に分べんの経験のある牛は、成

経産牛	畜に含めた。
搾乳牛	分べん経験のある牛をいい、搾乳牛と乾乳牛とに分けられる。
乾乳牛	経産牛のうち、搾乳中の牛をいう。
未経産牛	経産牛のうち、搾乳していない牛をいう。
月別経産牛頭数	出生してから、初めて分べんするまでの牛をいう。
出生頭数	各月 1 日現在毎の、経産牛（搾乳牛・乾乳牛）の頭数をいう。
	生きて生まれた子牛の頭数をいう。
(2) 肉用牛	
肉用牛	肉用を目的として飼養している牛をいう（種おす、子取り用めす牛を含む。）
	肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分した。したがって、乳用種のおすばかりでなく、未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
肉用種の肥育用牛	黒毛和種、褐毛（あか毛）和種、無角和種、日本短角種等の和牛のほか、外国系統牛の肉専用種を肉牛として販売することを目的に飼養している牛（種おすを含む。）をいう。
	なお、子取り用めす牛を除き、ほ乳・育成期間の牛においては、もと牛として出荷する予定のものは含めないが、引き続き自家で肥育する予定のものは含めた。
肉用種の子取り用めす牛	子牛を生産することを目的として飼養している肉専用種のめす牛をいう。
肉用種の育成牛	もと牛として出荷する予定の肉専用種の牛をいう。
乳用種	ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種のうち、肉用を目的に飼養している牛をいう。
ホルスタイン種他	交雑種を除く乳用種のおす牛及び未経産のめす牛をいう。
交雑種	乳用種のめす牛に和牛等の肉専用種のおす牛を交配し生産された F 1 牛・F 1 クロス牛をいう。
(3) 乳用牛及び肉用牛共通	
飼料作物作付実面積	乳用牛又は肉用牛飼養者が、家畜の飼料にする目的で、飼料作物（牧草を含む。）を作付けした田と畑の作付実面積をいう。

11 利用上の注意

(1) 畜産統計（令和 2 年 2 月 1 日現在）の利用に当たって

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき策定される「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、統計調査における報告者の負担軽減のみならず、正確で効率的な統計の作成にも寄与することから、行政記録情報の積極的な活用必要性が述べられている。

このような観点から、畜産統計における乳用牛及び肉用牛の数値把握については、従

来実施してきた飼養者を対象とした郵送調査により把握する方法をとりやめ、これに替わり牛個体識別全国データベース、乳用牛群能力検定成績などのデータを活用して集計する方法に変更した。

この変更によって令和2年の公表数値を前年（平成31年）の調査結果と比較した場合には、生産実態の変動に加えて、調査設計の変更に伴う数値の変動が含まれることから、公表項目によっては、必ずしも生産実態の変動と整合しないケースがあり、本統計においては前年比較をしていない。

このため、令和2年の公表数値を前年比較する際に用いる参考データとして、前年（平成31年）について、令和2年の公表数値と同様の方法により集計した数値を掲載した。

(2) 統計表に掲載した全国農業地域・地方農政局の区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
東北農政局	アの東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	アの北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	アの近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属都道府県と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、表章はしていない。

(3) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「0」：1～4頭を四捨五入したもの（例：4頭→0頭）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「…」：未発表のもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「nc」：計算不能

(4) 秘匿措置について

統計結果について、飼養戸数が2以下の場合には当該結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を講じた。

なお、全体「計」から差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を講じる必要がない箇所についても「x」表示としている。

また、(5)により四捨五入をしている場合は、差引きによっても推定できないため、秘匿措置を講じる箇所のみ「x」表示としている場合もある。

(5) 数値の四捨五入について

ア 飼養戸数

3桁以下の数値を原数表示することとし、4桁以上の数値については次の方法により四捨五入を行った。

原数		7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁 (100)	2桁 (10)	1桁 (1)
四捨五入する桁 (下から)		3桁	2桁		1桁	四捨五入しない		
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123	12	1
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123	12	1

イ 飼養頭数及び面積

次の方法により四捨五入を行った。

原数		7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁 (100)	2桁 (10)	1桁 (1)
四捨五入する桁 (下から)		3桁	2桁		1桁			
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123	12	1
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	120	10	0

- (6) 本統計の累年データは、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「畜産」の「畜産統計調査」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/index.html#1> 】

- (7) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「畜産統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

12 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班

電話：（代表）03-3502-8111（内線 3686）

（直通）03-3502-5665

FAX：03-5511-8771

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページで受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】